

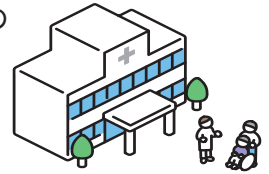


◆問い合わせ = ㊟健康保険課(内線1220) ㊞暮らしの窓口課(内線8027)

国民健康保険の財政のしくみと国民健康保険税について解説します。

①常総市国民健康保険の財政のしくみ

国民健康保険加入者が納める国民健康保険税と、国・県・市（法律で定められたもの）からの支出金によって、国民健康保険に加入されている方の療養費や出産育児一時金、葬祭費などの給付、人間ドックや健診費用助成事業などの費用をまかなっています。



②国民健康保険税の算定方法

国民健康保険加入者の方の次の3つの大区分を合わせて、世帯ごとに算出します。

国民健康保険税						
大区分	全加入者		全加入者		40歳から64歳の加入者	
	基礎課税額 (医療分)		後期高齢者支援金等課税額 (後期支援分)		介護納付金課税額 (介護分)	
大区分解説	国民健康保険加入者の方の医療費にあてるもの		後期高齢者の方の医療費を支援するもの		40歳から64歳の国民健康保険加入者の方の介護保険料にあたるもの	
中区分	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
中区分解説	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの

年金豆知識

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が 発送されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税の申告で社会保険料控除の対象となります。また、被保険者本人だけでなく、配偶者やご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した方の控除対象となります。年末調整または確定申告で社会保険料控除を受ける場合は、控除証明書の添付が必要です。

発送時期

●10月下旬から11月上旬

令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方

●令和5年2月上旬

令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方

◆問い合わせ = ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル)
下館年金事務所 ☎0296-25-0829